

規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十九号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同条第三項中「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、同条第四項を削る。

第五条第一項及び第二項中「（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、同条第三項を削る。

様式第六号から様式第九号までの規定中「（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」及び「（延長者等を含む。以下同じ。）」を削る。

様式第十号中「（延長者等を含む。以下同じ。）」及び「（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

様式第十一号中「（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」及び「（延長者を含む。以下同じ。）」を削る。「第18条」を「第17条」に改める。

様式第十二号中「（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」及び「（延長者を含む。以下同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。